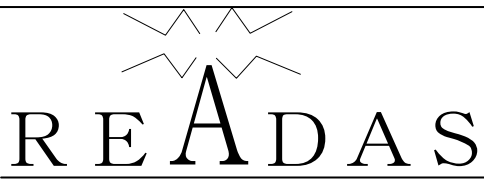


第 4932 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 2月28日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 生産性向上設備投資促進税制

**Q**：今年の1月20日から、生産性向上設備投資促進税制というものがスタートしているようですが、どのようなものなのですか？

**A**：即時償却又は取得価額の5%の税額控除が受けられるというものです。

### 【解説】

秋の税制改正大綱に盛り込まれた生産性向上設備投資促進税制が、平成26年1月20日から施行されています。

この制度は、青色申告をしている法人個人が平成29年3月31日までの間に生産等設備を構成する一定の減価償却資産で、生産性向上設備に該当するもののうち、一定規模以上のものを取得等して国内で事業の用に供した場合に即時償却又は取得価額の5%の税額控除（建物、構築物は3%）の適用が受けられる（平成28年4月1日以後の取得等については特別償却50%又は4%の税額控除）というものです。

対象となる設備等は、「先端設備」と「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の2種類ですが、先端設備については①最新モデル要件、②生産性向上要件、③取得価額要件の全てを満たさなければならず、工業会が①と②を確認することとされており、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備については、投資計画における投資利益率要件と取得価額要件を満たさなければならず、経済産業局及び税理士や公認会計士の確認が必要になります。

